

## 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の概要

中京大学法科大学院教授

橋本 恭 宏

### 公益法人制度の改革とその方針

(1) 公益法人は、これまで民法において、その設立から消滅まで規定してきた。しかしながら、休眠法人等の諸問題が生じ、それを解決するためには何らかの施策が必要との観点に立ち、平成16年行革方針等に基づき、民法上の法人は残しつつ（特例民法法人）が、公益法人制度について、以下のような方針の下、法律を定め整備することとした。

#### (2) 一般的な非営利法人制度の改革方針一般

社団法人形態の法人と財団法人形態の法人の2種類とし、その行う事業の公益性の有無に関わらず、準則主義（登記のみ）によって簡便に設立が可能となるようにする。なお、剰余金を社員又は設立者に分配することを目的とすることはできない。

社団法人形態の法人に関しては、社員となろうとする者2名以上が共同して定款を作成し、社員総会及び理事は必ず置かねばならず、定款で理事会、監事又は会計監査人の設置を可能とする。なお、定款で、基金制度の採用が可能とする。

財団法人形態の法人については、設立者が、定款を作成し、かつ設立時に300万円以上の財産を拠出すること、評議員及び評議員会制度を創設するほか、理事、理事会及び監事は必ず置かねばならない。また、定款で会計監査人の設置が可能とする。

その他、理事等の法人又は第三者に対する責任に関する規定等を整備する。貸借対照表等の公告を義務付ける。大規模な法人については、会計監査人の設置を義務付ける。社員による代表訴訟制度のほか、合併、訴訟、非訟、登記、公告及び罰則等に関する所要の規定を整備する。

さらに、公益社団法人、公益財団法人としての認定及びこれらに対する監督等に関する法律として、下記のもの設けることとした。

#### (3) 公益性を有する法人の認定等に関する制度の設置

法人の認定等について、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする事業（公益的事業という）を行う法人を、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が認定する。

行政庁は、認定及び認定後の法人（公益認定法人）に対する監督を、民間有識者の意見に基づき実施する。

公益認定法人の認定基準等又は遵守事項としては、下記の項目が指針となっている。

(7) 公益的事業費、(イ) 理事の資格（同一親族等が理事及び監事の一定割合以上を占めない）、

(ウ) 事業計画、(エ) 社員・役員名簿等の備え付け等、(オ) 残余財産の帰属（国または類似目的の公益認定法人等に帰属させる）、

(カ) 欠格事由としては、a) 以前に認定を取り消され一定期間を経過していない法人等である場合、b) 役員が暴力団員である法人、c) 役員に一定の処罰歴がある法人等については認定されない。

#### (4) 現行公益法人等の新制度への移行（整備法）

現行公益法人は、新法施行日において、一般社団・財団法人法の施行により、民法は大幅に改正される（2007年版の六法参照）。そのため、これまでの民法法人はその根拠を失うため、一般社団・財団法人法の規定により、一般社団法人、一派財団法人として存続することとなった。すなわち、新法の規定による社団又は財団として存続させ、「社団法人・財団法人」というこれまでの名称を使用できる（整備法42条）ほか、現行の所管官庁が引き続き指導監督するなど、現行の公益法人と同様の取扱いをする。これにより存続する法人を「特例民法法人」という。

特例民法法人は、新法施行日から5年の間に（整備法44条～45条）、現行の所管官庁を經由して、公益性を有する法人としての認定を申請又は新法の適用される通常の社団又は財団への移行の認可を申請することができる（整備法44条、47条、98条、99条、102条、103条）。そして、これらのいずれの申請も認められない場合又は申請を行わない場合には解散する。

特例民法法人が通常の社団又は財団に移行する場合には、移行の際に保有していた財産の一定額について、構成員等への分配等を制限する観点から一定の規制する。

したがって、新法は、剰余金の分配を目的としない社団及び財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得することができる一般社団法人及び一般財団法人に関する制度を創設し、その設立、組織、運営及び管理についての規定した。

#### 一般社団法人及び一般財団法人制度の創設

(1) 前述したように、以上のような指針から、一般社団・財団法人制度が創設されることとなった。そこで、この制度についての概略を述べておく。

ここで、新たな法人制度における法人を、「一般社団法人」、「一般財団法人」としたのは、剰余金の分配を目的としない限り、幅広い活動を行う団体につき、公益性の有無に関わらず、登記によって一般的に法人格を付与するものであり、公益認定をうけた「公益社団・財団」法人と区別する意味から、また、従来の民法法人も特別民法法人として、「社団・財団法人」の名称を用いることから（整備法42条）その名称にした。

#### 一般社団・財団の法的性格

一般社団・財団の法的性格は、法人である（§3）。法人は、それぞれの成立根拠法を必要とする。そこで、一般社団・財団法人法が法人成立のための根拠法であることを示している。

#### 法人格の取得

これまでの民法上の法人と異なり、認可主義を採用せず、準則主義により設立される。一般社団法人及び一般財団法人は、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡

便に法人格を取得することになる（§3）。

#### 法人の名称

名称中に一般社団法人又は一般財団法人という文字を用いなければならない（§5）。

一般社団法人は、その名称中に、一般財団法人と誤認されるおそれのある文字を（§5）、一般財団法人は、その名称中に、一般社団法人と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない（§5）。これは、一般社団・財団法人と誤認されるおそれのある名称等を使用させず、取引の安全、相手方の誤認を避けるためである。たとえば、株式会社がその商号で、「一般社団」という文字を使用できない（罰則がある = §344）。

一般社団法人又は一般財団法人以外の者が、その名称又は商号中での誤認されるおそれのある文字を使用してならない（§§6、7）。

また、不正の目的で、他の一般社団法人又は一般財団法人と誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない（§7）。これに反し利益侵害が生じた場合又は生じる恐れがある場合には、その利益侵害等に対し、侵害停止又は予防を請求できる（§7）。

更に、自己の名称を使用して事業又は営業を行うことを他人に許諾した場合には、当該一般社団法人又は一般財団法人が当該事業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引により生じた債務を弁済する責任を負う（§8）。

## (2) 一般社団法人

### 一般社団法人の成立

(7) 一般社団法人の社員になろうとする者（設立時社員）が、共同して定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印する（§10）。この定款は、これまでと異なり、電磁的記録によっても可能である（§10 前段）。この電磁的記録とは、HD、MO等に記録されたものが考えられる。

(4) 発起人は、社員2名以上で設立でき、設立時の財産保有規制はない。

(9) 一般社団法人は、その主たる事務所の所在地で設立登記をすることにより成立する（§22）。この登記は、その主たる事務所の所在地において、目的、名称、主たる事務所及び従たる事務所の所在場所、存続期間又は解散の事由、代表理事の氏名及び住所、理事会設置に関する事項、監事設置の旨及び監事の氏名、会計監査人設置ならばその旨及び会計監査人の氏名又は名称等である。

この点は、民法法人より厳格かつ詳細になっている。

### (I) 定款の必要的記載事項

一般社団法人の定款は下記のもので定められる必要がある。すなわち、目的、名称、主たる事務所の所在地、設立時社員の氏名又は名称及び住所、社員の資格の得喪に関する規定、公告方法、事業年度を記載し、又は記録しなければならない（§11）。

公証人の認証を受けなければならない。

### 機関

社員総会及び理事は必須常置の機関である。

定款の定めによって理事会、監事又は会計監査人の設置をすることができる。

その他

(7) 資金調達及び財産的基礎の維持を図るため、基金制度を採用することができる。

(1) 社員による代表訴訟制度に関する規定を置かなければならない。

(3) 一般財団法人

一般社団法人の成立

(7) 設立者は設立時に300万円以上の財産を拠出し設立する。

(1) 財団の目的は、その変更に関する規定を定款に定めない限り、変更することができない。

機関

(7) 理事の業務執行を監督し、かつ、法人の重要な意思決定に関与する機関として、評議員及び評議員会制度を創設する。

(1) 評議員、評議員会、理事、理事会及び監事は必須常置の機関であり、定款の定めにより、会計監査人を設置することができる。